

医療的ケア児及びその家族への支援

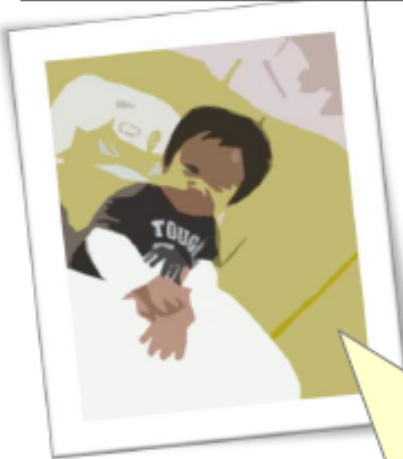
令和3年11月2日(火)

富山県厚生部障害福祉課

医療的ケア児について

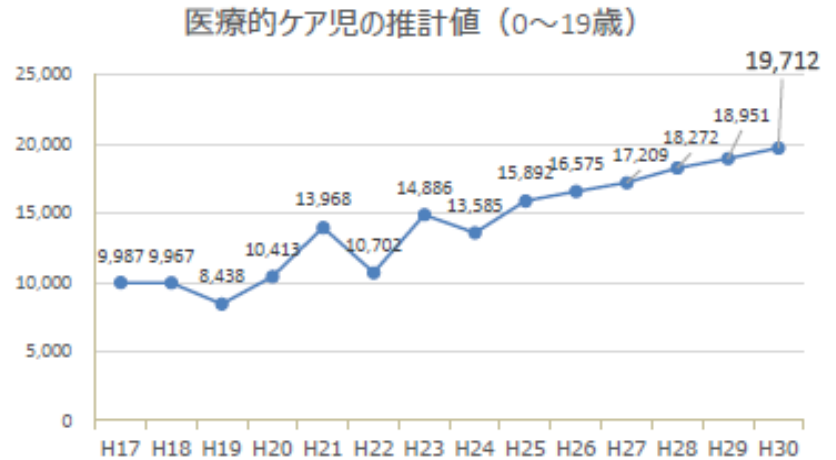
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児は約2.0万人(推計) [平成30年厚生労働科学研究田村班報告]

富山県: 125人 (R3.4現在)



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1: 重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人(者も含まれている)。[岡田2012推計値]



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)



* 画像転用禁止

児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

重症心身障害児者・医療的ケア児者への富山県の主な取組み

1. 基礎情報

*それぞれの項目について、公表できる最新の情報を記載



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	4圏域
②	人口（令和3年7月1日現在）	1,028,146人
③	在宅の医療的ケア児数（0～18歳） <small>（令和3年4月末現在）</small>	125人
④	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	富山県自立支援協議会「重症心身障害・医療的ケア部会」
⑤	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	108人
⑥	医療型短期入所事業所数（令和2年11月1日現在）	5事業所
⑦	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	—
⑧	訪問看護事業所数（令和3年4月1日現在） （うち19歳までの小児等の対応が可能とした訪問看護事業所）※県高齢福祉課より	82事業所 （46事業所）
⑨	看護師を配置している保育所等の割合（数） （令和2年4月1日現在） 医療的ケア児に対応している保育所等の数 （令和3年4月1日現在）	51% （151/293か所） 6か所（6人）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（令和元年11月1日現在）	77人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（令和元年11月1日現在）	25人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（令和元年11月1日現在）	10人

厚生労働省主催 令和元年度医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議
（令和元年10月11日開催）資料をベースに作成

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

富山県

○現在実施している取組

福祉(県障害福祉課)

重症心身障害児(者)在宅サービス提供体制整備促進事業 H24～

事業者を対象とした重症心身障害児(者)への支援方法や医療的ケアについての研修の実施。

重症心身障害児(者)等受入促進事業 H29～

重症心身障害児(者)で医療的ケアが必要な児(者)の受入れに必要な医療備品や施設改修に対して補助を実施。

富山県医療的ケア児等支援センターの設置 H30～

医療・保健・福祉・教育・保育等の関係機関への助言・相談支援等を、県リハビリ病院・こども支援センターに委託して実施。

富山県自立支援協議会「重症心身障害・医療的ケア部会」 H30～

県において、医療・看護・保健・福祉・教育・保育等の関係者により構成された協議の場をもち、関係者間の情報共有や検討・協議を進め、支援体制を構築。

重症心身障害児者及び医療的ケア児者に係る地域資源調査 H30、R2

在宅の重症心身障害児者や医療的ケア児者に対して支援を行う事業所の現状を把握し、今後の支援体制整備を検討するための基礎資料とすることを目的に実施。

【受入れ可能な事業所】訪問看護 50/82、居宅介護・重度訪問介護 19/117、障害児通所支援 39/118、生活介護 46/136、短期入所(医療型) 5/5、(福祉型) 12/76

医療的ケア児実態調査 R1

在宅の医療的ケア児(医療的ケアを日常的に必要とする0～19歳の子ども)の実数や生活状況、ニーズ等を調査し、在宅生活を支える体制を検討するための基礎資料とすることを目的に実施。

医療的ケア児等支援者及びコーディネーター養成研修 R1～

国のカリキュラムに基づき支援者及びコーディネーターを養成。

【コーディネーター養成実績】相談支援事業所、市町村担当課(保健センター含む)、医療機関 など、計60機関108人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

富山県

○現在実施している取組②

福祉(県障害福祉課)

医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修 R2～

養成したコーディネーターや自治体職員が、事例検討等の研修を通じて、相互に連携・協力し、重症心身障害児者・医療的ケア児者の支援体制構築やその強化を図る。

【R3.10.28実施予定】 参加者 55人程度(7自立支援協議会、医療・教育機関、庁内関係課から参加)
講義「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の具体的運用を考える～今ある資源と情報から～」
事例紹介「保育・教育・保健・福祉や行政・民間の連携の実際」
各圏域ごとのグループワーク「相談窓口(案)の検討」

喀痰吸引等第3号研修(特定の者)受講推進事業 R2～

喀痰吸引等第3号研修の登録研修機関を対象に、医療的ケアが必要な方を対象とした研修受講費用を補助。

【実績(R2年度)】3人分 45千円の補助

医療的ケア児等交流促進事業 R2～

医療的ケア児等の相互の交流、保護者相互の交流や相談、意見交換や福祉制度の学習等を行えるよう、医療的ケア児等の利用実績のある障害児支援事業所2か所(県東部:魚津市立つくし学園、県西部:くるみ)において実施。交流会の開催中は、看護師、保育士、介護職員等により医療的ケア児等をサポートする。

【実績(R2年度)】県東部: 3回実施 医療的ケア児 延べ18人 家族等 延べ26人参加
県西部: 2回実施 医療的ケア児 延べ13人 家族等 延べ14人参加 ※Zoomを活用しての開催

医療的ケア児等訪問看護体制整備事業 R3～

医療的ケア児等の地元の訪問看護ステーションで支援するために必要な実地指導料を助成

・助成額: 5,000円/30分(1回の実地指導あたり上限15,000円、1人の医療的ケア児等につき原則として上限75,000円)

福祉(子ども支援課)

医療的ケア児保育支援事業 R3～

保育所等において医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備を支援(看護師等の配置:5,320千円/施設 等)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

富山県

○現在実施している取組③

医療(県医務課)

医療的ケア児実習研修事業 H29～

在宅で生活する医療的ケア児に対する医療提供体制を充実させるため、小児在宅医療従事者の育成を目的とした研修等に対して補助を実施。

保健(健康課)

長期療養児ケア・ネットワーク事業 H9～

県型保健所(厚生センター等)にて個別ケア(市町村との同行訪問等)、療養相談会、関係機関との連絡会及び研修会等により支援を実施。

小児慢性特定疾病の相談・支援 H26～

富山県難病相談・支援センターに自立支援員を1名配置し、各種相談や支援を実施。

教育(教育委員会)

特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会の設置 H16～

専門家等から構成する運営協議会及び校内委員会の設置、学校における的確な医療的ケア体制の点検・管理。令和3年度は学校における医療的ケアガイドラインの策定について協議。

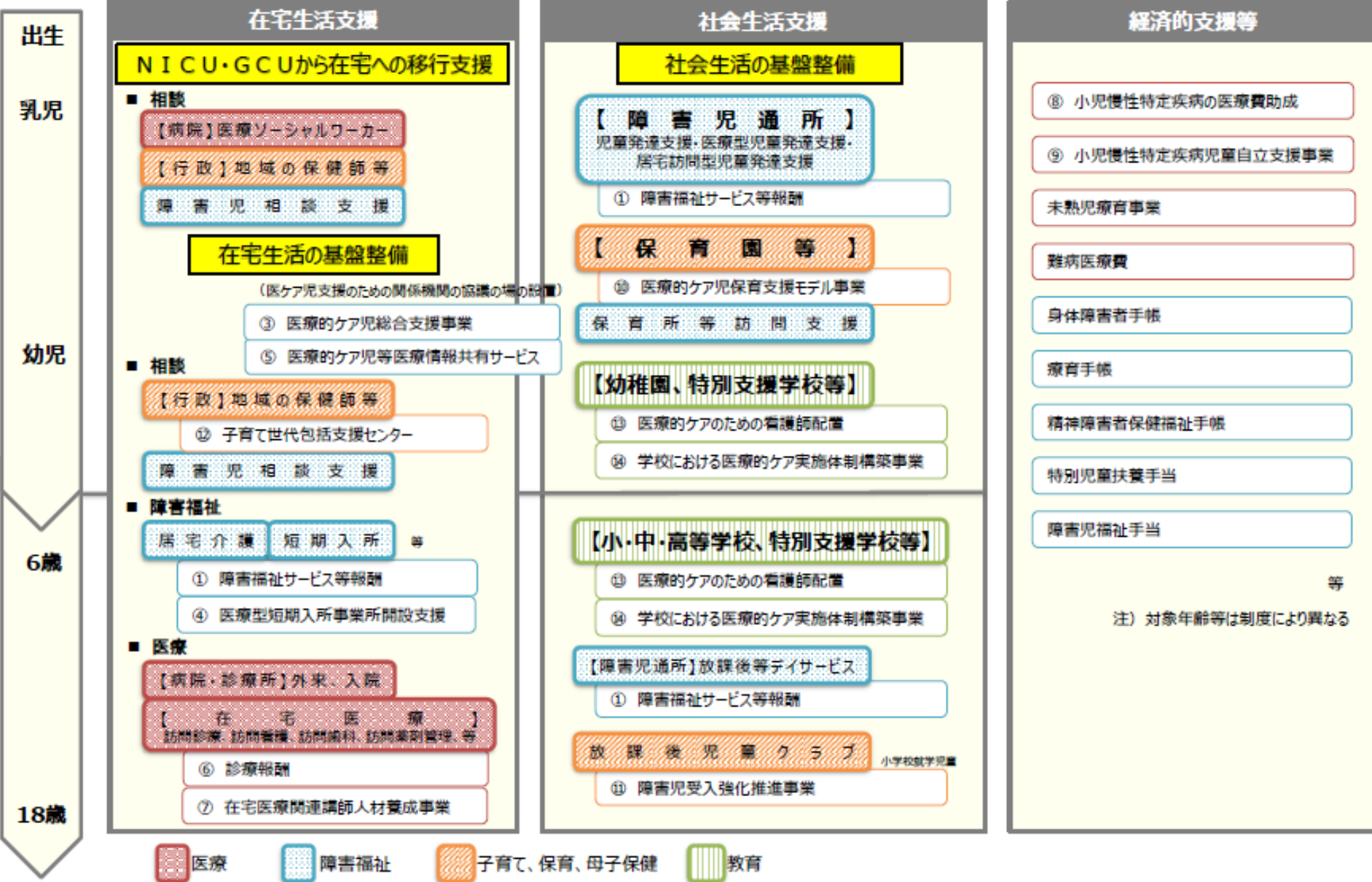
特別支援学校への看護師の配置 H16～

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置。看護師は、医師の指示書及び手順表に従い医療的ケアを実施。

特別支援学校の教員及び看護師等のための研修の実施 H16～

教員及び看護師等に、医療的ケアに関する知識・技能等の専門的資質向上のための研修を実施。令和3年度は看護師を対象として実施。

在宅の医療的ケア児の支援に向けた主な取組(まとめ)



■ 医療
 ■ 障害福祉
 ■ 子育て、保育、母子保健
 ■ 教育